

【法科大学院評価】

質保証の視点

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準①＞

社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、社会に分かりやすく掲げていること

＜評価項目＞

- a. 社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、示していること

【根拠資料例】

- 「養成する人材像」を記載した学則等及びHPでの公表を示す資料
- 教育課程連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることが分かる資料等
- 全国学生調査
 - ※ 「養成する人材像」は大学院設置基準第1条の2に掲げる人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を指す
 - ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第99条、学教法施行規則第172条の2、大学院設置基準第1条の2、認可基準告示第1条第1項第2号、連携法第2条第1号

質保証の視点

- ☐ 「養成する人材像」を、法科大学院として適切で、社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。

【判断例】

- ☐ 法科大学院の「養成する人材像」を学則等に定めていない。
- ☐ 「養成する人材像」を、法科大学院として適切なものとしていない。
 - ※ 例えば、「養成する人材像」が、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とし、法曹の養成のための中核的な教育機関である法科大学院として適切なものでない場合。
- ☐ 「養成する人材像」を社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしていない。
 - ※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。
- ☐ 「養成する人材像」を学生や教職員に共有していない。

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準②＞

「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」(DP)において示していること

＜評価項目＞

- a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」(DP)で示していること

【根拠資料例】

- 法科大学院のDPを示している学則等もしくは公表を示す資料
- 「養成する人材像」とDPとの関連を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、連携法第4条、第5条第3号、専門職大学院設置基準第10条第2項、第20条の6

質保証の視点

- ☐ DPを示しているか。
- ☐ 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPを法曹となろうとする者にふさわしいものとしているか。

【判断例】

- ☐ DPを適切な方法で公表しているか。
- ☐ 「養成する人材像」に照らし必要な学識及び能力並びに素養をDPに掲げていない。
- ☐ 連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養をDPに掲げていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

- a. 「修了認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)を策定していること

【根拠資料例】

- CPを示している学則等もしくは公表を示す資料
- DPとCPの関係性を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、専門職大学院設置基準第20条の2、連携法第2条、第4条

質保証の視点

- ☐ DPと整合性があるCPを策定しているか。
- ☐ 法科大学院として適切なCPを策定しているか。
- ☐ CPを適切な方法で公表しているか。

【判断例】

- ☐ DPと整合性があるCPを策定していない。
- ☐ CPが連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第4条に規定する大学の責務を踏まえたものとなっていない。
- ☐ CPを適切な方法で公表していない。

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

- b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して教育課程を段階的かつ体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど教育課程の体系性等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

専門職大学院設置基準第8条～第9条、第20条の2～第20条の5、第20条の8、大学院設置基準第14条、大学設置基準第21条～第23条、施行規則第172条の2

質保証の視点

- ☐ CP に照らして教育課程を体系的に編成しているか。
- ☐ 法科大学院に必要な科目が段階的かつ体系的に開設されているか。
- ☐ 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
- ☐ シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。
- ☐ 法曹となろうとする者に必要な学識及び能力並びに素養を涵養するのにふさわしい授業科目を開設しているか。
- ☐ 授業を適切な方法で行っているか。
- ☐ 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、法律基本科目については原則として 50 人以下となっているか。(50 人以下となっていない場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができるものとなっているか。)
- ☐ 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

【判断例】

- ☐ 「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程を段階的かつ体系的に編成していない。
 - ※ 段階性・体系性の判断例
 - ・ 法律基本科目の基礎科目及び応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目並びに展開・先端科目を開設していない。
 - ・ 教育課程の編成に当たって、連携法第 2 条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第 4 条に規定する大学の責務を踏まえ適切に配慮がなされていない。
 - ・ 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていない。
 - ・ 30 単位以上の基礎科目を必修科目として開設していない。
 - ・ 法律基本科目の開設に当たって、学生が公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮がなされていない。
 - ・ 法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を履修するよう、教育課程が編成されていない。
 - ・ 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系・私法系）の全てを開設するよう努めていない。
 - ・ 機関の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
 - ・ 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。
- ☐ 学内規程等で教育課程を編成するための適切な意思決定機関が定められていない。
- ☐ シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示していない。
- ☐ 個別の科目の内容を、法曹養成のための教育としてふさわしい内容・水準としていない。
- ☐ 明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。

- ☐ 事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により適切な授業方法で行っていない。
- ☐ オンラインなどのメディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示し、十分な教育効果が得られるものである内容としていない。
- ☐ 論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮していない。
- ☐ 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされていない。
- ☐ 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は原則として 50 人以下とされていない。(50 人以下となっていない場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができるものとなっていない。)
- ☐ 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を法令に即して適切に設定していない。(原則として一年につき 36 単位が標準。)

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

c. 教育課程連携協議会による意見を踏まえ、教育課程を編成・実施していること

【根拠資料例】

- 教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程
- 教育課程連携協議会の名簿（規程上の構成員との対応関係が分かる資料）
- 教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

【関係法令】

専門職大学院設置基準第6条の2

質保証の視点

☐ 教育課程連携協議会が設置され、教育課程の編成・実施について審議されているか。

【判断例】

- ☐ 教育課程連携協議会が設置されていない。
- ☐ 教育課程連携協議会が産業界等の必要な関係者により構成されていない。
- ☐ 教育課程連携協議会において教育課程の編成・実施について審議されていない。
- ☐ 教育課程連携協議会からの意見が学長等に述べられていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

＜評価項目＞

- d. 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること

【根拠資料例】

- 法曹養成連携協定の協定書
- 締結している法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項の対応状況が確認できる資料

【関係法令】

連携法第6条、第12条第2項

質保証の視点

- ☐ 法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されているか。

【判断例】

- ☐ 法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準④＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」(AP)を的確に定めるとともに、当該APに基づき適切に入学者選抜を実施すること

＜評価項目＞

- a. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受け入れの方針」(AP)を的確に定めていること

【根拠資料例】

- APを示している学則等もしくは公表を示す資料
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、専門職大学院設置基準第19条～第20条、大学院設置基準第1条の3、連携法第10条

質保証の視点

- ☐ 的確なAPを定めているか。

【判断例】

- ☐ 的確なAPを定めていない。

評価の基本的な方針Ⅰ.

明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準④＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」(AP)を的確に定めるとともに、当該APに基づき適切に入学者選抜を実施すること

＜評価項目＞

- b. 法曹としての適性を有する多様な入学者の確保を図るとともに、「入学者受け入れの方針」(AP)に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜が行われていること

【根拠資料例】

- APを示している学則等もしくは公表を示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料
- 教授会規程、教授会議事録等
- 法令で法科大学院に求められている事項に関するデータ等（教育課程、入学者選抜の実施状況、標準修業年限修了率等）

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第93条、施行規則第165条の2、第172条の2、専門職大学院設置基準第19条～第20条、第20条の7、大学院設置基準第1条の3、連携法第5条、第10条

質保証の視点

- ☐ APに沿った入学者選抜方法を学生募集要項等に表示しているか。
- ☐ 学生の入学に関して教授会等において扱っているか。
- ☐ 法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、必要な情報を公表しているか。
- ☐ 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多様な入学者を確保するために適切な配慮を行っているか。

【判断例】

- ☐ 入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていない。
- ☐ APに沿って公正かつ妥当な入学者選抜方法としていない。
- ☐ 入学者選抜を適切な体制を整えて行っていない。
- ☐ 教授会等において学生の入学について扱われていない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">□ 法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するために必要な情報を社会に公表していない。□ 社会人や法学以外を専門とする者など多様な入学者を確保するために適切な配慮を行っていない。□ 早期卒業して入学しようとする者や飛び入学しようとする者に対して適切な配慮を行っていない。 |
|--|

評価の基本的な方針Ⅱ.

適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準①＞

「修了認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、適切な審査体制が整備されていること

＜評価項目＞

- a. 「修了認定・学位授与の方針」(DP)において示す資質・能力に応じ、適切な体制が整備されていること

【根拠資料例】

- 教授会規程、議事録等
- 学則など修了認定の体制を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 93 条、専門職大学院設置基準第 10 条、第 20 条の 6、第 23 条～第 25 条

質保証の視点

- ☐ 修了認定の体制が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。
- ☐ 修了に関し教授会等で扱っているか。

【判断例】

- ☐ 修了認定の体制を明らかにしていない。
- ☐ 修了に関し教授会等で扱われていない。
- ☐ 適切な体制で修了認定が行われていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準②＞

審査体制の整備に当たっては、審査の透明性・客観性が担保されていること

＜評価項目＞

- a. 修了認定及び学位授与の審査等に係る基準を適切に設定するとともに学生に示していること

【根拠資料例】

- 教授会規程、議事録等
 - 学則など修了認定の基準や判定方法を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

専門職大学院設置基準第10条、第20条の6、第22条～第25条、施行規則第172条の2

質保証の視点

- ☐ 修了認定の基準や判定方法が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。
- ☐ 修了認定の基準や法令に従い適切に修了認定が行われているか。
- ☐ 厳格かつ客観的に評価及び認定が行われているか。
- ☐ 在学期間の短縮や法学既修者認定に関する規定を法令に従い定めているか。

【判断例】

- ☐ 修了認定の基準や判定方法を明らかにしていない。
- ☐ 修了認定の基準が93単位以上修得することなどの修了に関する法令上の要件を満たしていない。
- ☐ 修了認定の基準や法令に従い、適切に修了認定が行われていない。
- ☐ 厳格かつ客観的に認定が行われていない。
- ☐ 在学期間の短縮や法学既修者認定に関する規定を法令に従い定めていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準③＞

学位の授与が円滑に行われていること

＜評価項目＞

a. 標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること

【根拠資料例】

- 学位授与数
- 標準修業年限修了率

【関係法令】

専門職大学院設置基準第 18 条、学教法施行規則第 172 条の 2

質保証の視点

- ☐ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されているか。
- ☐ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められているか。
- ☐ 標準修業年限以内で修了していない者について、標準修業年限で修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）を把握し、必要な分析を行っているか。（課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであることには留意が必要。）

【判断例】

- ☐ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されていない。
- ☐ 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められていない。
- ☐ 標準修業年限以内で修了せずに退学した者及びその他の修了していない者（長期履修学生や留年者等）の割合並びに一の年度に修了した者のうち学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合といったその他学位授与の状況に関することが公表されていない。
- ☐ 標準修業年限以内で修了していない者について、標準修業年限で修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）を把握していない。また、必要な分析を行っていない。（課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであることには留意が必要。）

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①>

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

<評価項目>

a. 教育改善のための体制を構築していること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
- 学修成果の評価結果を教育内容・方法の改善に活用していることを示す資料
- 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
- 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

専門職大学院設置基準第1条第3項、第5条の2、大学院設置基準第43条、細目省令第1条第2項第1号ト及び同項第2号

質保証の視点

☐ 教育改善を図るための体制を備えているか。

【判断例】

- ☐ 教育改善に係る規程や体制を整えていない。
- ☐ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）を実施する仕組みとしていない。
- ☐ 機関の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けていない。
- ☐ 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.

学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

＜評価項目＞

- b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 自己点検・評価を行っていることを示す資料
- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしていることを示す資料
- 自己点検・評価結果に基づく改善計画
- 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学校教育法第 109 条

質保証の視点

- ☐ 自己点検・評価を行い、改善・向上を行っているか。
- ☐ 学修成果の可視化によって得られた結果等を教育内容・方法等の改善に活用しているか。
- ☐ 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

- ☐ ステークホルダーからの意見を聞いていない。
- ☐ 定期的な自己点検・評価を実施していない。
- ☐ 学修成果の可視化や自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上を行っていない。

質向上の視点

質向上の視点

- 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。
- 法科大学院の教育は、
 - ①法科大学院として共通して求められる資質・能力を育成していること 及び
 - ②各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力を育成していることの視点から評価。
- ①及び②の視点ともに優れた取組みを通じて高い成果が認められる場合には3つ星の評価とし、3つ星には至らないが①及び②の達成状況を総合的に勘案すれば、今後3つ星の水準に達することが期待される場合（※）には2つ星の評価とする。
※ ①と②を総合的に勘案して一定の水準に達している場合に2つ星に該当するものであり、①か②いずれか一方の高い評価だけによって2つ星と評価されるものではない。（具体的な水準の設定や①②の比重の在り方については、今後実務的に検討。）

◆教育の成果

視点① 法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成

【客観的指標】

- ①司法試験の合格率（5年間の累積合格率）
 - ②法学未修者の司法試験の合格率（5年間の累積合格率）
 - ③司法試験の合格率（修了後1年目までの合格率）
- ①～③の状況に基づき評価。

視点② 各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成

【判断のポイント】

- 各法科大学院がそれぞれの DP に掲げる資質・能力に応じた教育成果を挙げていることを示す客観的指標や活躍事例に基づき評価。

（教育成果を示す客観的指標や活躍事例の例）

- ・ 非法学部出身者及び社会人経験者の司法試験合格率・合格者数
- ・ 法学だけでない特定の分野の知識や経験を活かし活躍する修了者の事例
- ・ 女性の司法試験合格率・合格者数
- ・ 大都市部以外の地区で弁護士登録した修了者の割合・数
- ・ 国際的に活躍する修了者の事例
- ・ 組織内弁護士、法務担当者や公務法曹の輩出実績
- ・ 修了者の活躍を示す就職先へのアンケート調査結果
- ・ 法科大学院等の教員・研究者となった修了者の数・事例

等

◆教育の取組

【判断のポイント】

➤ ①、②の教育成果を実現するための各法科大学院の取組内容及びその実績に基づき評価。

(取組内容・実績を示す根拠例)

- ・ 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等）
- ・ 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等）
- ・ 海外の法律事務所への派遣数
- ・ 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数
- ・ 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数
- ・ 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数
- ・ リカレント教育プログラム履修者数
- ・ きめ細かな指導を行うための最低基準を大きく上回る教員等配置等の状況
- ・ 実務臨床科目の受講者数
- ・ ICT 設備や図書等の資料を含めた学修効果を向上させるための施設設備の充実
- ・ 提供している授業の数・科目数
- ・ 補助教員／実務家教員の活用（ゼミ受講者、答案添削利用者）
- ・ 連携協定先との協働
- ・ 修了生受験生への支援状況
- ・ バリアフリーの取組（ノートテイク等）
- ・ 就職支援の取組

等